

厚生労働省発健生 1121 第 6 号
令和 6 年 11 月 21 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿
(公 印 省 略)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 51 条第 1 項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときには貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、食品衛生法第 51 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 23 号) 別表第 17 の基準を別紙のとおり改正する場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第十七（第六十六条の二第一項関係）</p> <p>一 食品衛生責任者等の選任</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調理師、製菓衛生師、<u>栄養士、管理栄養士</u>、船舶料理士、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>二～十四 (略)</p>	<p>別表第十七（第六十六条の二第一項関係）</p> <p>一 食品衛生責任者等の選任</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調理師、製菓衛生師、<u>栄養士</u>、船舶料理士、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>二～十四 (略)</p>